京都市監査委員告示第１号

地方自治法第 252 条の 32 第２項の規定に基づき，包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成 24 年６月 26 日

京都市監査委員　富　　喜久夫
同　谷口弘昌
同　西村京三
同　海沼芳晴

１　氏名及び住所

氏　名	住　所
寺本和生	京都市伏見区桃山町泰長老 81 番地７
小林由香	京都市中京区高倉通御池上る柊町 575 番地
菅原正明	兵庫県宝塚市野上五丁目４番 46－２号
市木雅之	滋賀県草津市東矢倉３番地 33－44－５
有田耕介	京都市上京区東堀川通上長者町下る二町目 22 番地９　ファミール上長者 301
植村弘樹	大阪市北区天神橋１丁目 16 番 17 号　日宝ライフ天神橋 701 号室

２　事務を補助できる期間

平成 24 年６月 26 日から平成 25 年３月 31 日まで

（監査事務局）